



文：小川 康成
ファイナンシャル・プランナー

「糸魚川大火に学ぶ」経営者の重過失責任

こんにちは。今年は早く梅雨が明け、連日 30 度を超える猛暑に体が追い付きません(笑)
先日の西日本豪雨では、7/16 現在 219 名が亡くなり、21 名の行方不明者と各地に大きな被害をもたらしました。亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた方に謹んでお見舞い申し上げます。企業としての BCP 対策「大規模地震」 だけでは不足ですね。

～糸魚川（新潟県）ラーメン店の大火災を考える～



2016 年 12 月 22 日、糸魚川で大火発生

<経緯>

AM9：00 時頃 火元のラーメン店で店主が竹の子を煮立て始め、その後店主が鍋に火をかけたまま一旦帰宅

AM10：20 分頃 空焚きとなった鍋の火が油埃のついた壁に引火し出火

家屋：全焼 120 棟、半焼 5 棟、部分焼 22 棟

自動車：13 台の被害

翌日 12/23 PM4：30 鎮火

被害棟数		火災保険・保険金支払い		
全焼	120棟	67件	11億 7,517万円	平均支払額 1,754万円
半焼	5棟			
部分焼	22棟			
被害棟数	147棟	80棟は保険未加入の可能性あり？		

被害台数		自動車保険・保険金支払い		
不明		13件	987万円	平均支払額 76万円
		「車両保険」の支払い対象		

* データは日本損害保険協会の調べに基づき加筆

最近ではご存知のお客様も増えてきましたが、日本では「失火法」と呼ばれる独特の法律がある為、万が一火事を起こしてしまっても、それが隣家などに燃え移っても損害賠償はしなくても良いとされています。したがって、ご自分の所有する建物に関しては、基本的にご自分で保険を付けておく必要があります。

つまり「火事はお互い様」という事で、隣から出火した火災で、ご自身の自宅が燃えたとしても、出火元の隣の家には補償を請求できない事になっております。

データで見ると、被害棟数 147 棟に対し、火災保険請求は 67 件となっており、差し引き 80 棟（80 名）の建物所有者さんは、被害に対する補償を受けていない可能性が高いです。

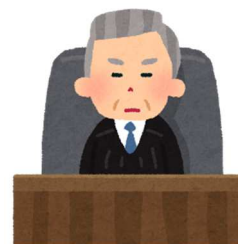
現在の火災保険は、大手保険会社であればもう一度同じような建物を建てた場合にかかる金額「新価」契約、新たな建築に 2,000 万円かかる建物であれば 2,000 万円の補償での保険契約が出来ます。つまり燃えてしまっても新しく再建築が可能です。

一昔前と言っても今でも散見しますが、火災保険には「時価」での契約もあり、例えば 2,000 万円の建物でも、30 年経過した頃の時価は 55%で 1,100 万円となり、万一の場合 1,100 万の補償しか受けられないので困りますね！

実は、もっと恐ろしい事が今回の火災事故で起きていました！（企業としての責任は免れない?!）

それは、今回の場合店主の経営者としての賠償責任が、裁判の判決で民法 709 条の「不法行為責任」に問われているのです。

「失火法」で責任を免除されるのは、不注意・又は軽過失に限られる為、今回のように調理のプロとして、一般人よりも注意を払う必要が有りながら、鍋に火をかけたまま自宅に帰る行為は重過失に当たる



として、前頁の「失火法」の適用除外であると現在判断されています。

となれば、ラーメン店店主には被害者に対する「不法行為責任」が発生する事となり、
少なく見積もっても**約 40 億**程度の賠償責任が発生する事になりました。

火災保険に加入していなかった被害者への支払いは勿論ですが、既に保険会社が契約者さんに支払った 11 億 8,504 万円についても「失火法」が適用されないとなれば、各保険会社がお客様に支払った保険金分をラーメン店店主に請求*する事となります。

*「代位請求」と言います。

約 40 億…個人では一生掛かっても返済できるかどうか。

このようなケースでは、企業の賠償事故に関して「**施設賠償責任保険**」に分類される保険が支払い対象として役に立ちますが、**通常 1 億～5 億程度の補償限度額**です。
そもそも、賠償自体が付いてないケースも散見されます。

今回のケースは折からの強風や、木造家屋が密集している地域で有った事も、被害を拡大する要因になりましたが、日常の企業活動の中でも起こり得る大災害（人災）と言えますので、一度考え直すきっかけにしたいですね。

“対岸の火事”では済まされない教訓です